

(公財) 日本住宅・木材技術センター性能評価業務約款

(目的)

第1条 この約款（以下「本約款」という）は、（公財）日本住宅・木材技術センター（以下「甲」という）が建築基準法第77条の56に定める指定性能評価機関として引受けた性能評価業務（以下、「本件業務」という）に係る甲と申請者（以下「乙」という）との合意を明確にし、かつ業務を円滑に推進するために定めるものである。

(業務の実施方法)

第2条 甲は、該当する性能評価業務方法書（以下、「該当業務方法書」という）に依拠して、乙の申請にかかる構造方法等の性能を評価し、乙は、性能評価業務説明書の記載事項を了解の上で本件業務に関与するものとする。

(契約の完了)

第3条 本件業務に係る性能評価結果の交付日（以下「業務期日」という）は、契約締結日より起算して6ヶ月以内の日とする。本件業務は、業務期日をもって完了し、契約は、乙が性能評価結果を受け取った日、あるいは乙による申請の取下げ又は甲による申請引受けの取消しに伴って業務の打切りが確定した日をもって完了する。

(手数料の納入)

第4条 乙は、建築基準法施行規則第11条の2の3第4号別表第2の(い)欄に掲げる区分のうち乙の申請に係る区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる評価の手数料を、甲に支払わなければならない。

2 当該手数料の納入期日は、契約締結日より21日以内とする。

3 前項の期日までに手数料が納入されない場合、甲は、乙に本件業務の中断と業務期日の延期を通告することができる。

(申請内容の変更)

第5条 乙は、甲が行う技術的業務に大きな変更を強いるような申請内容の変更をする場合は、契約締結日より14日以内に、甲に文書で申し出なければならない。

2 甲は、前項の変更が大幅で受け入れがたいときは、第7条による本件申請の取下げを乙に要求することができる。

3 乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が本件業務を続行できなくなったときは、申請内容の変更又は申請の取下げを甲乙間で協議するものとする。

(図書等の追加及び修正)

第6条 本件業務に係る審査を担当する甲の評価員（以下「丙」という）が、申請時に提出された図書等のみでは審査を行うことが困難であると判断した場合、丙は、その理由を提示して図書、資料又は試料その他必要なものの提出を乙に請求することができる。

2 丙は、本件業務にかかる構造方法等の性能に関して、該当業務方法書に規定する適合条件に適合していないことを確認した場合、その旨を明示して当該確認部分にかかる提出図書等の修正その他必要な措置を乙に請求することができる。

3 丙は、前2項の請求に当たっては、乙と協議の上、その履行期限を定めるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 乙は、性能評価書が交付されるまでの間において、文書をもって本件申請を取下げることができる。

2 乙は、申請を取下げる時点において第4条の手数料を支払っていない場合は、第11条第1項(1)及び(2)の経費を甲が請求した日から14日以内に甲に支払うものとする。

(業務期日の変更)

第8条 甲は、不可抗力若しくは乙の責めに帰すべき理由により業務期日までに性能評価書を乙に交付できない場合には、その理由を乙に示し、かつ乙と協議の上、業務期日を延期することが

できる。

2 乙が業務期日の延期を申し出た場合には、甲乙協議の上、業務期日を延期することができる。ただし、乙の申し出が正当でない場合、若しくは甲に過大な負担を生じる場合には延期しないものとする。

(引受けの取消し)

第9条 甲は、乙が本件申請において故意に事実を隠蔽して申請したことが明らかになった場合、乙に通知して本件申請にかかる引受けを取消すものとする。

2 甲は、次の各号の一に該当したときは、乙に通知して本件申請にかかる引受けを取消すことができる。

(1)乙が手数料を納入しないまま第4条第3項の通告以降7日を経過した場合。

(2)第5条第2項に該当し、乙が取り下げを行わないまま要求後14日を経過した場合。

(3)第6条第1項又は同条第2項に該当し、乙が求められた措置を講じないまま同条第3項の履行期限以降7日を経過した場合。

(4)前条第2項により業務期日を延期しないことに乙が同意しない場合。

(5)第12条第2項に該当し、乙が指示された修正を行わないまま同条第3項の履行期限以降7日を経過した場合。

3 本件業務が試験を必要とする場合において、第1項の規定に該当しない場合であっても有毒ガスの発生等人体に危険を及ぼす業務であることが判明した時点で、甲は本件申請にかかる引受けを取消すものとする。

(業務の打ち切り)

第10条 甲は、前条により引受けを取消した時点において、本件業務を打切るものとする。なお、同条第2項第(3)号に該当する場合(第6条第2項に該当する場合に限る)は、構造方法等が不適合である旨の通知書を乙に交付するものとする。

2 甲は、第7条により乙が申請を取下げた場合、申請取下げ書を受理した時点で本件業務を打切るものとする。

(手数料の精算)

第11条 甲は、第10条により業務を打切った場合、乙が甲に納入した手数料から次に掲げる経費を差し引いた額を乙に返還するものとする。ただし、第9条第1項にかかる業務の打ち切りの場合は、手数料を返還しないものとする。

(1)契約日から業務の打ち切りまでの間において、甲が本件業務に関して支出した経費

(2)丙及び本件業務を担当した財団職員が、契約日から業務の打ち切りまでの期間に本件業務に携わった時間に応じた人件費

(3)返還に必要な経費

2 甲は、前項の返還を業務打ち切りの日から14日以内に行うものとする。

(試験体の搬入及び受入れ)

第12条 本件業務が試験を必要とする場合において、乙は、甲の指定する日までに試験体を甲の指定する場所に搬入し、丙又は丙が指定した検査員の受入検査を受けなければならない。次項により修正が加えられた場合も同様とする。

2 前項の受入検査は、搬入された試験体が提出図書及び該当業務方法書の試験体仕様に適合しているか否かについて行う。甲は、適合試験体を受入れ、試験実施日まで保管する。不適合が認められる試験体については、丙は、必要な修正を加えるよう乙に指示する。

3 前項の丙の指示に当たっては第6条第3項を準用する。

(試験の立会い)

第13条 乙は、試験実施日の前日までに申し出た場合において、本件業務にかかる試験に立会うことができる。

2 乙は、丙が指示する条件の下で試験の実施状況を写真撮影することができる。ただし、乙は、当該写真を宣伝目的で利用しないものとする。

(試験体の引取り)

第14条 試験終了（試験を途中で打切った場合を含む）の後、乙は、遅滞なく試験体を甲から引き取らなければならない。

（審議則）

第15条 本約款の履行について甲乙間に疑義が生じた事項及びこの約款に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

2 甲乙双方の努力にもかかわらず協議が整わず、司法の判断を仰ぐ必要が生じた場合には、これを東京地方裁判所で行うものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

性能評価番号 HWP 第〇〇〇〇-〇〇号

甲 東京都〇〇〇〇
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

理事長 〇〇〇〇殿 印

乙